

入院時の食費代が変わります

医療機関に入院した時に必要な食費のうち、入院した人が自己負担する額を「食事療養費標準負担額」といいます。

国の通知により令和6年6月1日(土)から「食事療養費標準負担額」が改正されます。

なお、表の②または③に当てはまる人が、食事療養費標準負担額の減額を受けるためには、次のいずれかの手続きが必要です。

- ◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を行い、医療機関に提示する。(下表②の長期入院該当の対象者は、申請時に入院日数がわかる書類の提出が必要)
- ◇医療機関窓口マイナ保険証を提示する。(下表②の長期入院該当の対象者は、入院日数がわかる書類を添えて事前に申請が必要)

申請と問い合わせ先

- 国保年金課
国保年金担当 (国民健康保険)
☎(580)1952
- 医療担当 (後期高齢者医療)
☎(580)1847

食事療養標準負担額 (1食あたり)

	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
①一般 (②～④以外の人)	460円	490円
②住民税非課税世帯 (オ) 低所得者Ⅱ	過去12カ月で90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院 (長期入院該当)	160円 ※申請月の初日または90日を超えた日より適用
③低所得者Ⅰ	100円	180円 ※申請月の初日または90日を超えた日より適用
④小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者	260円	110円
		280円

がん患者医療用ウィッグや補整用具の費用の一部を助成

がん患者やがん経験者の心理的負担を軽減し、療養生活の質をより良くするため、アピアランスケア推進事業を行います。

対象者

- 次の方全てに当てはまる人
- ◇申請時に市内に住所を有する
- ◇がんと診断され、現にがんの治療(手術・薬物治療・放射線治療)を受けている、または過去にがん治療を受けた
- ◇県内他自治体から同様の助成を受けたことがない

申請方法

- 次の全てを直接提出または送付
- ◇申請書(市のホームページからダウンロード)※申請者欄に押印が必要
- ◇がんを治療していることがわかる書類の写し(治療方針計画書、治療に関する説明書など)
- ◇対象用具の購入に係る領収書と明細書の写し(対象者氏名・購入日・合計金額・品目・型式番号・金額・個数)
- ◇申請者と助成対象者の本人確認書類の写し(運転免許証など)
- ◇助成金の振込口座の通帳写し

●購入期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

●申請期限 令和7年3月31日(月)(必着)
※がん治療や症状の悪化などのやむを得ない事情がある場合は相談してください。

申請と問い合わせ先

健康課感染症対策担当(すこやか交流プラザ内)
☎(501)2222
市ホームページ



助成対象となる用具および助成金額		
区分	用具	助成額
医療用ウィッグ	◇医療用ウィッグ(医療用でないものは不可) ◇装着ネット◇毛付き帽子	◇購入費(税込み)の2分の1(千円未満切り捨て) ◇4万円を上限
補整具など	◇補整パッド ◇補整下着◇専用入浴着 ◇弾性着衣(弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ) ◇エピテーゼ(補整用人工物)	◇左記の用具の購入費(税込)の2分の1(千円未満切り捨て) ◇2万円を上限 ※エピテーゼを含む場合は4万円上限

※個数制限はありません。助成は区分ごとに1人1回までです。
※一度補助を受けた区分は、翌年度以降も補助は受けられません。
※医療保険や他の公的補助制度を活用できる用具、付属品並びにケア用品は対象外です。